草の根無償資金協力　外部委嘱員の募集

2026 年４月 20 日

在マダガスカル日本国大使館

在マダガスカル日本国大使館（以下、「大使館」）では、「草の根無償資金協力」（以下、「草の根無償」）を実施しており、関連業務の一部を行っていただく草の根無償外部委嘱員（以下、「外部委嘱員」）を、以下のとおり募集します。

外部委嘱員は、開発協力の現場において、案件の形成、実施、フォローアップ等を補助する業務を担います。開発協力分野でキャリア形成を目指す方にとって、経験を積む機会となります。外部委嘱員経験者の多くが、現在、NGO、国際機関、JICA、在外公館等で活躍しています。

１　草の根無償資金協力

草の根無償は、1989 年に始まり、非営利団体（NGO、地方公共団体、教育機関・医療機関等）が実施する、開発途上地域の住民生活に根ざした比較的小規模な開発事業に対して、資金（１案件当たり 2,000 万円以下が目安）の供与を行う協力の形態です。

草の根無償資金協力の詳細については、外務省ホームページをご参照ください。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/kaigai/human_ah/index.html

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000071825.pdf

２　業務内容

草の根無償に係る業務は国の施策であり、案件の選定、贈与契約署名、資金供与等、政策判断を伴う業務及び政府代表者としての業務は大使館の担当官が行います。

具体的には、担当官の指示の下、主に以下の業務に取り組みます。

【一般業務】

・申請案件の受付、管理
・実施中案件の進ちょく管理及び実施促進
・実施中案件の管理
・申請団体、被供与団体等との連絡、調整等
・各種資料及び報告書の作成
・各種報告書の取付、確認
・そのほか草の根無償関連業務

【特定案件業務】

・申請案件の事前調査

・実施中案件のモニタリング調査
・完了案件のフォローアップ調査
・各種式典の補助業務
・広報
・そのほか関連情報の収集

３　契約形態及び外部委嘱員の位置付け

草の根無償における外部委嘱員は、大使館との委嘱（業務委託）契約に基づき、草の根無償の補助業務を行います。したがって、大使館と雇用契約や派遣契約を結ぶものではありません。また、一般的な雇用契約に含まれる福利厚生（保険、年金、一時帰国費用等）等の待遇は適用されません。加えて、館員としての地位を有さないため、外交使節団の構成員としての特権や免除は適用されません。

なお、外部委嘱員には、業務上知り得た情報を対外的に明らかにしないという守秘義務が課されます。

４　契約条件

（１）契約期間

令和８（2026）年７月１日（契約開始月、渡航日、具体的な業務開始日は応相談。）から令和９（2027）年３月 31 日まで。

ただし、外部委嘱員及び大使館の双方の合意に基づき、翌年度以降、１年ごとの更新が可能です（最初の契約開始月から最長３年間を上限とする。）。

（２）業務場所及び業務時間

外部委嘱員が館内（在マダガスカル日本国大使館）で業務を行う場合は、開館時間内とします。

・開館時間：8:00～16:45

なお、業務を考慮しつつ、合理的な範囲で適宜休養を取得することが可能です。

（３）基本謝金

規定に基づき、専門性、経験等を考慮の上、基本謝金額を決定します。契約期間中、大使館から、毎月ユーロ建てで謝金が支払われます。

（４）渡航費

日本から渡航する方については、規定に基づき、往復航空賃（原則として、最短経路のディスカウント・エコノミー航空賃。空港使用料含む。 ）、査証料、予防接種料（公費負担が

認められているものに限る。）等を実費で支給します（事後精算）。
　ただし、当地在住の場合、これらの支給はありません。
・旅券：基本的に一般旅券を使用します。
・査証：適切な査証を取得していただきますよう、お願いいたします。

（５）住居費
　日本から渡航する方については、規定に基づき、限度額内で毎月実費支給します。
　ただし、当地在住の場合、支給はありません。
　また､住居費を受給する方は､業務と無関係に 30 日間を越えて出国することのないよう、ご留意ください。

（６）そのほか
ア　交通費
　自己負担となります。当地の公共交通機関や治安の状況から、車の購入（運転手雇用）が望ましいため、到着時にある程度まとまった資金が必要となります。
イ　緊急移送を含む海外旅行保険
　自己負担で加入していただきますよう、お願いいたします。

５　応募資格
（１）日本国籍を有すること。

（２）学士号を有すること。

（３）日本語及びフランス語の十分な運用能力（文書作成、会話、交渉等）を有すること。マダガスカル語及び英語の能力があれば、なお望ましい。

（４）パソコン操作の基本的な知識を有すること（MS Word、Excel 等）。

（５）現地調査等を含む業務（国内移動・宿泊を伴う場合あり）を行うため、心身ともに健康であること。

（６）開発課題、開発協力に関する一定の知識・経験を有し、開発協力関連業務に携わる強い意欲があること。

（７）マダガスカルに対する一定の関心・知識があること。

（８）途上国での実務経験や、他公館での草の根無償外部委嘱員の経験があれば、なお望ましい。

６　募集要項
（１）募集人数：１名

（２）応募方法
　2026 年５月 10 日（日）までに、指定の件名（【草の根無償外部委嘱員応募：応募者氏名】）を付し、指定のメールアドレス（apl.japon.madagascar@tv.mofa.go.jp）宛てに、以下の応募書類を添付ファイルにて送付してください。

【応募書類】
ア　履歴書（様式自由。和文。顔写真貼付。連絡先を明記。語学の資格を取得している場合は、運用能力を示すスコア等を明記（英語であれば、英検、TOEIC、TOEFL、IELTS 等。フランス語であれば、仏検、DELF/DALF、TCF 等。）。
イ　語学の資格を取得している場合は、証明する書類の写し
ウ　志望動機及び自己 PR（様式自由。和文。A4 サイズ１枚程度。）
エ　卒業証書等、最終取得学位を証明する書類の写し
オ　戸籍抄本の写し
カ　職務経歴書（任意）

メール件名：【草の根無償外部委嘱員応募：応募者氏名】
メールアドレス：apl.japon.madagascar@tv.mofa.go.jp
宛先：在マダガスカル日本国大使館　草の根無償外部委嘱員募集担当

※添付ファイルの合計容量が 5MB を超えないよう、ご注意ください。
※提出いただいた書類は、本選考の目的のみに使用し、個人情報等の扱いは厳守いたします。
※提出いただいた書類は、返却しませんので、あらかじめご了承ください。

（３）　選考スケジュール及び方法
募集締切り：2026 年５月 10 日（日）
一次選考：書類選考。５月 15 日（金）頃までに選考通過者のみに結果を通知。
二次選考：オンライン面接。５月下旬をめどに対象者と個別に調整。後日、結果を通知。
契約開始時期：2026 年７月１日を想定。状況に応じて調整の上、決定。

※選考の過程、結果の理由等に関するお問合せにはお答えできませんので、あらかじめご了

承ください。

７　問合せ先

在マダガスカル日本国大使館
開発協力班　草の根無償外部委嘱員募集担当
電話番号：＋261 (0) 20-22-493-57
メールアドレス：apl.japon.madagascar@tv.mofa.go.jp